

経 済 産 業 省

20250305商第2号

令和7年3月17日

消費経済審議会

会長 小塚 莊一郎 殿

経済産業大臣 武藤 容治

特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第64条第1項の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第2（第11条、第12条関係）の改正を行うことについて

以上

別紙

対象となる業務

「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律」（令和５年法律第６１号）第２条による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（以下「改正商工中金法」という。）に係る以下の業務

○改正商工中金法第６０条の３５第１項第８号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第２項に規定する役務の提供

以上